

令和5年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【基本施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
1	基本施策1 地域における連携とネットワークの強化	自殺対策計画審議会、自殺対策庁内推進委員会、自殺対策庁内担当者会議を開催します。	自殺対策計画審議会を年4回実施します。自殺対策町内推進委員会及び自殺対策庁内担当者会議は、推進状況を踏まえ、適時実施します。坂戸市いのち支える自殺対策計画の進捗管理及び次期計画を策定します。	通年	自殺対策計画審議4回 自殺対策庁内推進委員会3回 坂戸市自殺対策庁内推進担当者会議1回計8回	A	第2次自殺対策計画策定にあたり、必要な会議を実施し、計画を策定できました。	市民健康センター
2		民生委員・児童委員の活動を通じて本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	民生委員・児童委員の活動を通じて本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	民生委員・児童委員の定例的な会議や研修等において、本市における自殺の現状等に関する情報の共有に努め、委員が行う見守り活動の一助とします。	B	月1回程度開催の定例会では、多様な案件を話合ったり、情報共有をする事ができました。しかし、各民児協ごとに行う会議のため、内容に偏りが出てしまう事があります。ゲートキーパーについての知識などは、全体研修会のテーマとするなど、市内全民生委員・児童委員が、共通の知識、認識を持つ事が必要であると考えます。	福祉総務課
3		坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	見守りネットワーク研修会 1回開催	A	見守りネットワーク研修会を開催し、自殺対策に関する情報を周知しました。	高齢者福祉課
4		障害者地域総合支援協議会において、本市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	坂戸市障害者総合支援協議会において、地域の実状を把握し、体制の整備について協議を行います。	8月又は2月	坂戸市障害者総合支援協議会において、地域の実状を把握し、体制の整備について協議を行いました。	A	協議会において当初の目的を達成できたため。	障害者福祉課
5	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ①様々な職種を対象とする研修	市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	市職員を対象に実施します。	10月	新規採用職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。対象：22名	A	今後も継続して実施していきます。	市民健康センター
6		社会福祉協議会の職員や協力者等に対するゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	社会福祉協議会の理事会及び評議員会並びに各種委員会等において、リーフレット等の配布をします。	通年	令和5年8月22日、社協評議員・理事・監事、心配ごと相談所相談員、福祉サービス利用援助事業支援員、さかどふれあいサービス協力会員、市内障害福祉サービス事業所を対象に、地域福祉総合研修会に位置付けてゲートキーパー養成講座を実施しました。	A	本会地域福祉事業の主な担い手である対象者へ向けて、ゲートキーパー養成講座を実施できました。	坂戸市社会福祉協議会

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告　【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 （対象、回数等含む）	評価 （A～D）	評価の理由 今後の展開・課題等	
7	基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成 ②一般市民を対象とする研修	市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	出前講座を実施します。また、運動や栄養の講座においても、ゲートキーパーについて内容を取り入れます。	通年	運動や栄養の講座においても、ゲートキーパーについて内容を取り入れ、出前講座を実施しました。	B	今後も継続して養成講座受講を進めていきます。	市民健康センター
8		身体障害者相談員、知的障害者相談員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者等相談支援センター等に対し、ゲートキーパー養成講座の情報を提供し、受講を勧めます。	随時	身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者等相談支援センター等に対し、ゲートキーパー養成講座の情報を提供し、受講を勧めました。	A	市民健康センターで実施したゲートキーパー養成講座について周知し受講を勧めました。	障害者福祉課
9		社会福祉協議会が行う各種事業に際し、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する情報提供を行います。	社会福祉協議会が行う各種事業の際に、リーフレットの配布等による情報提供をします。	通年	会場入り口付近に自殺対策に関するリーフレットを設置しました。	B	継続的に周知します。	坂戸市社会福祉協議会
10	基本施策３ 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	「こころの体温計」のリーフレットを成人集団検診、乳幼児健診、教室等の事業で配布します。また、公民館、出張所、児童センター、老人福祉センター、福祉センター、中央図書館、市民総合運動公園、文化施設オルモ、文化会館ふれあ、シルバー人材センター、健康増進施設、高齢者福祉課、障害者福祉課に配布を依頼します。	通年	「こころの体温計」のリーフレットを成人集団検診、乳幼児健診、教室等の事業で配布しました。また、公民館、出張所、児童センター、老人福祉センター、福祉センター、中央図書館、市民総合運動公園、文化施設オルモ、文化会館ふれあ、シルバー人材センター、健康増進施設、高齢者福祉課、障害者福祉課に配布を依頼しました。	A	当初の予定通りリーフレットを配布しました。	市民健康センター
11		ゲートキーパーに関するパンフレットを作成し、市民一人ひとりが、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、普及啓発を行います。	出前講座や講演会、イベント等で配布します。	通年	出前講座や講演会、イベント等で配布します。	A	当初の予定通りリーフレットを配布しました。	市民健康センター
12		くらし展（消費生活展）等のイベントに際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	くらし展（消費生活展）等のイベントに際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	イベントごとに異なる	対象：市内・市外問わず 実施時期：12/11～12/22	A	当初の予定通りリーフレットを配布しました。	市民生活課
13		市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります。	市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります。	通年	対象：市内・市外問わず 実施時期：通年	A	当初の予定通り、市内公共施設で配布するほか、広報・ホームページに周知記事を掲載しました。	市民生活課
14		市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	市民便利帳の発行が通年から不定期に変更となったため、令和５年度は発行しません。	不定期	市民便利帳の発行が通年から不定期に変更となったため、令和５年度は発行していません。	—	実施時期が不定期のため、最新の情報は他の方法で周知していく必要があります。	広報広聴課
15		東日本大震災等で被災し、坂戸市へ被災されている方に対して、行政等の各種支援に関する情報提供を行います。	「福玉だより」や、埼玉県からの情報提供に関するチラシ等を郵送します。	年6回	福玉だよりや、埼玉県からの情報提供に関するチラシ等を郵送しました。	A	今後も引き続き、行政等の各種支援に関する情報提供を行います。	防災安全課
16		人権・同和問題の解決に向けての人権意識を高めるため、啓発冊子を配布し、市民への相談窓口等の周知を図ります。	啓発資料「こころのふれあい」、啓発用ポケットティッシュを作成、配布します。（相談窓口、電話番号を記載）	通年	「こころのふれあい（リーフレット）」等の啓発冊子を市役所及び公民館等に設置し、市民への配布を依頼しました。また、市役所での人権相談や法務局の相談窓口等を、広報やホームページ等で周知しました。	A	計画どおり配布しました。引き続き啓発を行っていきます。	人権推進課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
17	基本施策3 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	女性のための心の栄養補給講座において、こころの健康に関するリーフレットを配布します。	女性のための心の栄養補給講座開催時において、出席者へ「こころの体温計」及び「ゲートキーパーになりましょう」のリーフレットを配布します。	5月	5月28日（日）に開催した女性のための心の栄養補給講座出席者10名に対し、「こころの体温計」「ゲートキーパーになりましょう」のリーフレットを配布。その他、悩み相談のホットライン、電話相談等のパンフレット・携帯カードを常時配架しました。	A	計画どおり配布しました。引き続き啓発を行っていきます。	人権推進課
18		生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知します。	生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知します。	通年	生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知することで、生活困窮者の早期的な把握と支援へとつなげます。	A	今後もリーフレットの内容を精査すると共に、配置場所など来庁者にわかりやすくなるよう工夫していきます。	福祉総務課
19		福祉に関する総合相談窓口を設置し、担当職員が相談者へ助言を行うとともに、相談内容に応じて関係各課へつなぎます。	福祉に関する総合相談窓口を設置し、担当職員が相談者へ助言を行うとともに、相談内容に応じて関係各課へつなぎます。	通年	担当職員が相談者の困りごとを聞き取り、相談内容に応じて助言を行うとともに関係各課へとつなぎます。	A	令和4年度に総合相談窓口を設置しました。今後も職員の更なる知識、意識の向上を図り、相談者を適切な支援へとつなぎます。	福祉総務課
20		子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	通年	子育てガイドブック「みんなきらきら」を民間事業者との共同により公費負担なく、より読みやすい形で発行します。	B	当初予定通り2,500部配布しました。今後もより読みやすい内容の見直しを継続していきます。	こども支援課
21		子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	12月	坂戸保育園の建て替え工事に伴い、中止。	D	令和5年度は、坂戸保育園の建て替え工事に伴い、実施ができなかった。子育て講演会の参加者に、各種相談窓口の周知を図るために、有効的な取り組みであるため、次年度は再開予定。	保育課
22		高齢者福祉ガイド、エンディングノート、認知症ガイドブックを作成し、相談機関等の周知を図ります。	高齢者の在宅福祉事業等の福祉保健サービスを掲載した冊子を作成・配布します。	随時	市民の方や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へガイドブック等を配布し、事業の周知啓発を行いました。	A	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課
23		障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	通年	障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布しました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため	障害者福祉課
24		福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	随時	障害者週間等に際しイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布しました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため	障害者福祉課
25		企業向けの人権研修会等において、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	市内企業の経営者や管理者等を対象とした研修会においてこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	2月	市内事業所を対象とした研修会を動画配信で行いました。視聴回数は126回でした。動画配信形式としたため、リーフレット等の直接配布は行いませんでした。	C	リーフレット等の直接配布は行いませんでしたが、窓口へ配架し周知を図りました。今後も事業形態に合わせ柔軟に対応します。	商工労政課
26		全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。。	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布します。	3月	全児童・生徒・保護者	B	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布し、啓発できました。	学校教育課
27		子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	4月	全児童・生徒・保護者	B	坂戸市立教育センターのリーフレットを配布し、周知した。	教育センター

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告　【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
28	基本施策３ 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	坂戸市人権教育推進協議会、青少年育成坂戸市民会議において、相談先情報を掲載したところの健康に関するリーフレット等を配布します。	坂戸市人権教育推進協議会の研修会や青少年育成坂戸市民会議開催時において出席者へところの体温計リーフレットを配布します。	坂戸市人権教育推進協議会 R5.6 青少年育成坂戸市民会議総会R5.5.11	坂戸市人権教育推進協議会の研修会では同協議会委員へ、青少年育成坂戸市民会議では同市民会議構成員へそれぞれ研修会や会議の開催時に、出席者へところの体温計リーフレットを配布します。 (回数：各１回)	B	研修会等開催時にリーフレットを配布した。今後も、イベント等において配布を行っていきます。	社会教育課
29		社会福祉協議会が作成する情報誌の紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報を周知します。	「はんどtoはんど」等を活用し、住民への周知を行います。	年3回	社会福祉協議会の広報紙「はんどtoはんど」に、心配ごと相談所の開催日程を掲載しました。	A	継続的に周知します。	坂戸市社会福祉協議会
30		商工会の会合や会員向け広報誌において、自殺対策に関するリーフレット、勤務問題及びこころの健康に関する相談窓口についての情報提供を行います。	商工会会員向けの広報誌である商工会報において、自殺対策に関するリーフレット等情報提供を行います。	年1回	商工会員向け広報（2月号）にインターネットによる人権侵害に関する記事を掲載しました。	A	商工会員向け広報（2月号）にインターネットによる人権侵害に関する記事に関する記事に掲載しました。	坂戸市商工会
31	基本施策３ 市民への啓発と周知 ②市民向け講演会、イベント等の開催	精神保健や自殺対策に関する講演会を実施し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	坂戸保健所や管内市町と共催で講演会を実施します。	年1回	坂戸保健所や管内市町と共催で講演会を実施しました。	B	当初計画通り実施しました。参加者を増やすため、周知方法について、検討していきます。	市民健康センター
32		鉄道事業者と協働して、市内各駅において、事故防止の啓発物品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅において、啓発品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	年1～2回	坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅において、啓発品や「こころの体温計」のチラシと啓発のポケットティッシュを設置しました。	A	今年度は「事故防止キャンペーン」の実施はなかったが、3月の自殺対策強化月間に合わせてチラシやティッシュの配架を駅に依頼しました。	市民健康センター
33		図書館のテーマ展示の際に、こころの健康づくり(自殺予防)について取り上げます。	こころの悩み事の大半は人間関係によるものが多く、一人で思い悩んでしまう方々に参考となる本を自殺対策強化月間にあわせて展示をします。	令和5年2月23日～3月29日	図書館利用者	A	多くの来館者に展示コーナーに立ち寄っていただき、多くの本の貸出しに結びつきました。	図書館
34	基本施策３ 市民への啓発と周知 ③メディアを活用した啓発活動	自殺予防週間（9月10～16日）、アルコール関連問題普及啓発週間（11月10～16日）、自殺対策強化月間（3月）について、広報やホームページに掲載し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	自殺予防週間（9月10～16日）、アルコール関連問題普及啓発週間（11月10～16日）、自殺対策強化月間（3月）において、多くの市民に自殺対策に啓発を図るため、広報さかどで周知していきます。	9月 11月 3月	自殺対策強化月間（3月）において、市役所市民ホールでパネル展を実施しました。多くの市民に自殺対策に啓発を図るため、市内駅において、自殺対策強化月間の掲示物を貼り、周知しました。また、9月、3月に広報さかどで関連記事を掲載、2月に商工会報に関連記事を掲載しました。	A	当初計画通りに実施しました。また、新規の取り組みとして商工会報に自殺対策強化月間について関連記事を掲載しました。	市民健康センター
35		広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	通年	こころの健康に関する内容について、広報さかど、ホームページ、各種SNSで情報発信を行いました。	A	情報発信は、それぞれのツールの特徴を生かした方法で行っていく必要があります。	広報広聴課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
36	基本施策３ 市民への啓発と周知 ④地域や学校と連携した情報の発信	坂戸市区長会全体研修会等において、坂戸市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の見守り体制の推進に努めます。	坂戸市区長会全体研修会において、自殺対策計画の周知を図り、こころの体温計リーフレットを配布します。	検討中	全区・自治会長に向けて、坂戸市区長会全体研修会で地域のコミュニケーションや人とのつながり、孤独対策をテーマとした講演会を実施しました。	A	地域のコミュニケーションをテーマにしたことで、普段、不安をかかえている住民等に対する声掛け方法等を学ぶことができました。	市民生活課
37		児童の通学時の交通安全指導を行っている交通指導員の研修会等において、本市の自殺の現状や取組及び相談窓口等の情報提供を行います。	交通指導員研修会でこころの体温計リーフレット等を配布します。	12月	交通指導員へ向けて、こころの体温計リーフレットの配布を行うことができませんでした。	C	情報提供をする機会が無かったため、令和6年度は研修会等を通じて積極的に情報提供を呼び掛けたいです。	交通対策課
38		要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	通年	要保護児童対策地域協議会（代表者会議（5月）、実務者会議（6.9.12.3月）、研修会（2月）において参考資料の配布等を行います。	B	当初予定通り実施。今後も継続して研修会を計画していきます。	こども支援課
39		坂戸市いじめ問題対策連絡協議会においていじめ対策の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会においていじめ対策の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	年2回	学校、警察、児童民生委員、児童相談所、地方法務局、保健所、人権擁護委員	B	本市におけるいじめの認知件数やいじめ対応のデータを委員に説明するとともに、いじめ防止策を共有し、情報交換を行うことができました。	学校教育課
40	基本施策４ 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	精神科医師による相談を実施することにより、相談者の抱える不安や負担を軽減するとともに、うつ病等精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。	精神科医師による相談を実施し、必要時間関係機関と連携し、支援や治療へつなげていきます。	年4回	精神科医師による相談を実施し、必要時間関係機関と連携し、支援や治療へつなげました。	A	当初計画通りに実施しました。今後も相談窓口について周知し、必要時支援につなげていきます。	市民健康センター
41		精神障害者家族対象の学習会を実施し、家族への支援を行います。	精神障害者家族対象の学習会を実施。講師による勉強会や家族間の情報共有を行います。	年2回	精神障害者家族対象の学習会を実施。講師による勉強会や家族間の情報共有を行います。	B	勉強会及び情報交換会を実施しました。勉強会内容を検討し、今後も継続して支援を行っていきます。また、参加人数が少ないため周知方法についても検討していきます。	市民健康センター
42		保健師による相談やグループ活動を通じて、精神障害を持つ方や家族への支援を行います。	精神障害を持つ方や家族からの電話・訪問・来所相談を通じて、支援を行います。	通年	精神障害を持つ方や家族からの電話・訪問・来所相談を通じて、支援を行います。 精神相談面接：延23件、訪問：延6件、電話：延102件	A	電話・訪問・来所での相談を通じ、支援を行いました。今後も相談窓口の普及啓発を引き続き実施していきます。	市民健康センター
43		障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
44		療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
45		障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	通年	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行いました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
46		重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	通年	重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図りました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
47		就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告　【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
48	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	障害者等の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎます。	見守りネットワーク登録団体に呼びかけ、異変に気付いた時の体制を構築します。また、夜間休日の虐待通報に関しては、埼玉県内共通虐待通報ダイヤルを設置し、24時間365日虐待通報を受けられる体制を整備します。（障害者福祉課） 虐待の早期発見・早期対応をするため、関係機関と連携を図ります。また、夜間休日の虐待相談については、埼玉県が設置している虐待通報ダイヤルの周知を図ります。（高齢者福祉課）	随時	見守りネットワーク登録団体に呼びかけ、異変に気付いた時の体制を構築します。また、夜間休日の虐待通報に関しては、埼玉県内共通虐待通報ダイヤルを設置し、24時間365日虐待通報を受けられる体制を整備します。（障害者福祉課）	B	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課 高齢者福祉課
49		妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。	母子（親子）健康手帳交付時に面接をし、妊娠期から支援を行います。育児不安等を抱えている産婦に対しては産後ケア事業を提案し、他機関と連携を取りながらサポートしていきます。ケアを必要としている産婦へサービスが届くよう周知に力を入れ、延べ利用回数の目標を100回とします。	産後ケア 出産後１年以内で最大7回 利用可	産後ケア 実人数23名 延利用回数88回 産前産後サポート事業 実施回数20回 参加延43人	A	産後ケア事業、産前産後サポート事業ともに利用回数増加しており、産後は乳児訪問等で早期に産婦の体調確認をし、関係機関と連携しながら、必要な方にサービス提供することができました。利用後は「不安軽減に繋がった」等前向きなご意見もいただいております。	市民健康センター
50		母子（親子）健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	母子（親子）健康手帳交付時に行う面接を通じて、妊娠期から支援を行います。また、子どもの発育発達について不安を感じている保護者の相談を受け、必要時は親子教室やすすく発達相談等につなげ継続的な支援を行います。すすく発達相談来所延人数99人、にこにこ親子相談来所延人数20人とします。	通年	妊娠届出数509件 すすく発達相談の来所者数110名 にこにこ親子相談の来所者数22名	A	母子（親子）健康手帳の交付や発達相談の機会に、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要時支援を行いました。	市民健康センター
51		不妊治療の経済的負担を軽減するために、埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けた夫婦と医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。	埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けた夫婦と医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に自己負担金の1/2を10万円を限度に1年度あたり1回、通算5か年助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を夫婦1組につき1回限り、2万円を限度に助成します。また、検査開始時の妻の年齢が35歳未満の夫婦に対してのみ、3万円を限度に助成します。	通年	①不妊治療費助成事業　23件 ②早期不妊検査費助成事業　10件 ③不育症検査費助成事業　4件	A	不妊治療等を受けた夫婦に対し、経済的支援が行うことができました。	市民健康センター
52		入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。	入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費を給付します。	通年	給付者実人数 11人	A	申請者に対し、適正に給付を行いました。今後も継続して周知を行い対象者へ適正に給付していきます。	市民健康センター
53		母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、乳児家庭全戸訪問時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	4か月未満の赤ちゃんのいる家庭をすべて訪問し、EPDSを実施しながら育児不安やサポート状況を確認し切れ目のない支援を行います。未受診者へも訪問を実施し、発育発達等の相談を通じて、支援を行います。	通年	乳児家庭全戸訪問数 430件 未受診者に対して訪問で対応した件数 94件	A	乳児家庭全戸訪問時には必ず産婦の体調を確認し、必要であればその後のフォローを実施しました。未受診者についても。訪問で不在だった場合は電話等行い、状況の把握を行いました。今後も継続して支援を行っていきます。	市民健康センター

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【基本施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
54	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児健診は3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施している。また、10か月児健康相談会や乳幼児相談を実施し、保護者等の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児健診月2回 10か月児健康相談会月1回 乳幼児健康相談会年6回 (奇数月)	乳幼児健診月2回 10か月児健康相談会月1回 乳幼児健康相談会年6回（奇数月）	A	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要時支援を行いました。	市民健康センター
55		パパママ教室や離乳食教室等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	妊産婦やその家族に対し、教室を実施し、個別相談等を通じ出産や育児に不安のあるものに対し適切な支援を行います。	パパママ講座年9回 (5.6.7.8.9.11.12.R6.1.2月) 離乳食講習会年6回 (4.6.8.10.12.R6.2月)	パパママ講座年9回 参加延べ人数147人 離乳食講習会年6回 参加人数42人	A	妊婦・産婦に対し必要な支援と情報提供を行うことができました。各教室にて相談希望者には個別で対応し不安の軽減に努めました。	市民健康センター
56		発育発達に遅れのある乳幼児や育児不安を持つ保護者等、支援が必要な親子に対し教室を行い、乳幼児の発達を促します。	発育発達に遅れのある児に対し、小集団の中で刺激を与えることで児の精神発達及び運動発達を促すと共に、個別指導により親がその児にあわせた日常生活でのかわり方を学び、親子関係の大切さを感じながら楽しく子育てができるよう支援します。参加延べ人数510人、実施回数24回とします。	月2回実施	のびのび親子教室 参加延べ人数415人	B	目標の参加延べ人数は下回りましたが、希望した対象者が継続して参加できるよう支援を行いました。今後も継続し事業を行い支援を行っていきます。	市民健康センター
57		家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	通年	家庭児童相談件数3,492件。 養育や家庭環境等の相談を受け、必要に応じて、助言や関係機関と連携を図り、適切な支援に繋がりました。	B	適切な支援を実施した。今後も必要な支援を継続します。	こども支援課
58		子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	通年	坂戸つどいの広場242日5,002人、入西つどいの広場242日3,927人、児童センター4館1,176日、60,094人の利用があり、地域の子育て中の家庭が気軽に集い、相談や情報交換できる場所として開設しました。	B	予定通り実施。今後も利用しやすい施設とするため見直しを継続していきます。	こども支援課
59		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	通年	養育支援家庭訪問員による訪問：54件	B	今後も継続して支援を実施します。	こども支援課
60		保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	通年	児童養護施設と委託契約を結び、当該制度の利用体制を整えました。令和5年度の利用実績なし。	B	今後も継続して事業を実施します。	こども支援課
61		言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	通年	チューリップ教室30回：173人 すみれ教室30回：162人 さくらんぼ教室22回：191人 ひまわり教室2回：26人	B	今後も必要な家庭に支援をつなげます。	こども支援課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告　【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
62	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	通年	ファミリー・サポート・センター2,097件、緊急サポート38件の子育ての相互援助活動を行い、業務委託により保護者の育児支援を推進しました。	B	当初予定通り実施。今後も利用促進のため、適宜活動の見直し、事業を継続していきます。	こども支援課
63		児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	通年	申請の際、家庭の問題の有無についても聴取し、該当する担当課を案内するとともに、必要に応じて該当する機関に情報提供を行います。	B	今後も届出の際に聞き取り調査を行い、必要に応じて該当する機関に情報提供を行います。	こども支援課
64	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	通年	職業能力の向上に関する相談：51件 就職活動の支援相談：5件 支援員の派遣実績：0件	C	今年度支援員派遣実績なし。利用促進を図るため更なる周知を図ります。	こども支援課
65		子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	通年	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎました。	A	年間を通して、市民の子育てに関する様々な相談を実施することができました。	保育課
66		プライバシー、障害者、同和問題、家庭・近隣のトラブル等について人権相談を実施します。	主に毎月第2月曜日に人権擁護委員による人権相談を実施します。	月1回	主に毎月第2月曜日に人権擁護委員による人権相談を実施しました。（年間12回開催）	A	計画どおり実施しました。引き続き相談を行っていきます。	人権推進課
67		女性としての悩み、夫や恋人からの暴力、LGBTQ等について、専門のカウンセラーによる相談を実施します。	主に毎月第1・3月曜日に専門カウンセラーによる女性相談を実施します。	月2回	主に毎月第1・3月曜日及び特設相談日に専門カウンセラーによる女性相談を実施しました。（年間25回開催）	A	計画どおり実施しました。引き続き相談を行っていきます。	人権推進課
68		消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	毎週月曜日から金曜日まで	対象：市内・市外問わず 実施時期：毎週月曜日から金曜日まで	A	当初の予定通り週5回実施し、相談者に必要な知識や情報を提供しました。	市民生活課
69		犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	通年	坂戸市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、事務を進め、令和6年4月1日に施行しました。	A	犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなげられるよう、準備を進める。	防災安全課
70		騒音、振動、悪臭等の公害や他人のペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	騒音、振動、悪臭等の公害や他人のペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	通年	・騒音、振動、悪臭等の公害についての相談　17件 ・他人のペットに関する困りごとについての相談　15件 ・関係機関の紹介（適宜）	B	・公害に関する相談については、現地を確認し、管理者に対し相談が寄せられた旨を伝え、改善するよう求めトラブルの未然防止等に努めました。 ・他人のペットのフン害等は相手を持定することが難しいため、看板配布することにより啓発を図ります。 ・相談内容に応じて、県の機関等への紹介を引き続き行っていきます。	環境政策課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告　【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
71	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対し助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	毎月第3水曜日によろず支援拠点による相談会を開催。経営指導員による巡回指導等を行うことで必要な助言と適切な窓口に繋いでいます。	通年	毎月第3水曜日によろず支援拠点による相談会を開催しました。経営指導員による巡回指導等を行うことで必要な助言と適切な窓口に繋いでいます。	A	令和5年度では年間24件の相談実績がありました。今後も継続します。	坂戸市商工会
72	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ②自殺未遂者への支援	自殺予防パンフレットを救急出動時等に対象者の家族等へ配布することで、自殺防止に努めます。	自殺予防パンフレットを救急出動時等に対象者の家族等へ配布することで、自殺防止に努めます。	通年	救急出場中のパンフレット配布は困難なため、救命講習時に受講者へ配布した。	C	救急出場中にパンフレットを配布することは困難と判断し、今後は、消防本部事務室入口に自殺防止予防パンフレットを設置するとともに、救急講習会で市民への配布を実施します。	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 警防課
73	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ③遺された人への支援	遺族の方への支援として、個別相談の機会の提供を行うほか、相談窓口や自助グループ等の周知を行います。	ホームページで相談窓口や家族のつどい等の周知を行います。	通年	ホームページで相談窓口や家族のつどい等の周知を行います。	B	相談窓口について周知を行いました。引き続き、相談窓口や家族のつどい等について普及啓発していきます。	市民健康センター
74	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ④地域における居場所づくりの推進	運転免許証を返納された方に、市民バスの特別乗車証を発行し、出掛けやすい環境づくりを支援します。	左記内容のとおり	通年	運転免許証を返納した70歳未満の方に、市民バスの特別乗車証を発行しました。	A	引き続き出掛けやすい環境づくりを支援します。	交通対策課
75		北坂戸団地におけるにぎわい再生の拠点として、市内大学と連携し、にぎわいサロンの運営を補助することを通じて、地域の活性化を目指します。	北坂戸にぎわいサロンにこころの体温計リーフレットを設置します。	通年	北坂戸にぎわいサロンにこころの体温計リーフレットを設置します。	A	計画していたリーフレットの設置による啓発を実施できました。	政策企画課
76		児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	通年	普段の遊びの中でコミュニケーションをとりながら、学校での出来事や家庭のことなど話したい時に話せるように対応します。子育てに不安がある親子に対し、話しやすい場の提供をします。	B	引き続き明るく、楽しい雰囲気をつくり、来館しやすい場の提供を心掛けたいです。	こども支援課（児童センター）
77		乳幼児と保護者を対象に、つどいの広場や赤ちゃんサロン等を児童センターで開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	乳幼児と保護者を対象に、つどいの広場や赤ちゃんサロン等を児童センターで開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	通年	乳幼児と保護者を対象に、赤ちゃんサロン等を児童センターで1,416回開催し、つどいの広場とともに保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行いました。	B	予定通り実施。今後も利用しやすい施設とするため見直しを継続していきます。	こども支援課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【基本施策】

※黄色の網掛け箇所を御記入ください

調書 1

No.	基 本 施 策	内 容	R5事業計画		R5実績報告			担当課
			具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	
78	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ④地域における居場所づくりの推進	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	通年	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎました。	A	年間を通して、市民の子育てに関する様々な相談を実施することができました。	保育課
79		障害者に対し、創作的活動や生産活動など社会との交流の機会の提供に努めます。	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供します。	通年	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供します。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
80		放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	実施予定なし	令和５年度は実施予定なし	坂戸市人権教育推進協議会の研修会では同協議会委員へ、青少年育成坂戸市民会議では同市民会議構成員へそれぞれ研修会や会議の開催時に、出席者へこころの体温計リーフレットを配布します。 (回数：各１回)	B	研修会等開催時にリーフレットを配布した。今後も、イベント等において配布を行っていきます。	社会教育課
81		各公民館、入西地域交流センターで様々な講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な活動が続けられるように支援することで市民の学習の推進と社会参加を促進します。	各公民館・地域交流センターで通年9～15事業、延べ98事業を実施する。	通年	各公民館・地域交流センターで通年9～15事業、延べ97事業を実施しました。	A	地域住民にとって最も身近な学びの拠点として、引き続き今後も多様な学習機会を提供をしていきます。	公民館 地域交流センター
82	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ⑤支援者への支援	身近な集会所・公民館等を拠点に高齢者・障害者・子育て中の親と子等が気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいつくりができるサロン活動を支援します。	助成金の交付、用具の貸出し等によりふれあい・いきいきサロン事業を推進し、地域の仲間づくり、生きがいつくりを支援します。	通年	助成金の交付、用具の貸出しを行うとともに、新たなサロン開設に向けて支援をしました。(R5年度新規サロン登録1件) サロン運営者を対象とした研修会を2回実施しました。	A	助成金の交付、用具の貸出し及びサロンへの支援を行います。	坂戸市社会福祉協議会
83		市民からの相談に応じる職員の健康維持を目的に、メンタルヘルス対策を実施します。	【ストレスチェックテスト】 ストレスチェックテストの実施。結果の返却、高ストレス者へ産業医面談の勧奨、アフターフォロー用セルフケア動画の配信 【相談窓口】 相談窓口の開設。庁内ＬＡＮで相談窓口について随時周知。	【ストレスチェックテスト】 7月、1回 【相談窓口】 令和5年4月1日から令和6年3月31日	○対象 坂戸市職員611名（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、一部事務組合等への出向職員を含む。） ○実施内容 ・ストレスチェックテスト ストレスチェックテストの実施（609名）。結果の返却、高ストレス者へ産業医面談の勧奨、アフターフォロー用セルフケア動画の配信 ・相談窓口 相談窓口の開設（R5. 4. 1～R6. 3. 31）。庁内ＬＡＮで相談窓口について随時周知。 相談件数2件	B	対象となる職員が概ねストレスチェックを実施し、自身のストレス状態を確認することができた。 職員のメンタル不調を防止するため、セルフケアの周知などを行い、職員のストレス軽減を図っていきます。	職員課
84		送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	通年	送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、支援が必要な障害者及び家族の介護負担の軽減及び就労支援を図りました。	A	当初の計画していた内容を実施できたため。	障害者福祉課
85		坂戸市内小・中学校の職員にストレスチェックを実施します。	学校職員にストレスへの気づきやセルフケアを促し、精神疾患の発症を未然に防止します。	年1回	申込者526人、回答者468人、回答率88. 97%	B	未回答者がいることから、より多くの学校職員がストレスチェックを行い、セルフケアを促す必要があります。	学校教育課
86	基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業（SOSの出し方教育）を教育課程に位置付けて実施します。	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業（SOSの出し方教育）を教育課程に位置付けて実施します。	通年	全児童生徒	B	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える授業を教育課程に位置付けて実施するとともに、悩みを適切に相談することや受け止めることの大切さを学ぶ授業を実施しました。	学校教育課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【重点施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

R5事業計画					R5実績報告			
No.	重点施策	内 容	具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
1	重点施策 1 高齢者への支援 ①高齢者への「生きるための支援」の充実と 啓発、連携体制の充実	交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなげます。	交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなげます。	通年	毎月地区ごとに高齢者世帯を訪問し、高齢者の困りごとを支えられるような活動を行いました。	B	引き続き相談窓口等の情報提供を行っていきます。	交通対策課
2		緊急時通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者等の在宅の支援を行います。	緊急時、受信センターに通報することにより、救助及び援助活動を受けられる装置を設置するなど高齢者の在宅生活を支援します。	通年	設置台数（R6.3.31時点）：130台	B	設置数が減少傾向のため、引き続き市民や関係者への周知を図ります。	高齢者福祉課
3		高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、生きづらさを感じる方の早期発見と支援に努めます。	成年後見制度など権利擁護に関する相談を実施します。	随時	成年後見相談会実施回数：9回 その他、高齢者福祉課窓口にて相談受付	A	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課
4		地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	通年	対象：65歳以上の市民及びその家族 自主グループ活動支援を行う中で、予防教室の周知を行い、また、介護認定が必要な方の支援を行うなど、対象者の問題に合わせた支援を行いました。	B	委託包括や専門職と連携を図り、引続き支援が必要な対象者の発見等に努めます。	高齢者福祉課
5		地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、本人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、本人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	通年	適切な関係機関に繋げるよう、情報収集を常に行いました。	B	引き続き、情報収集を行います。	高齢者福祉課
6		坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情にあったケアが行われる体制づくりを推進します。	地域包括ケアシステム推進協議会を開催し、情報の共有化、課題抽出、対策等を協議します。また、坂戸鶴ヶ島医師会に委託し、在宅医療市民公開講座や電話相談を行い、市民への普及啓発等を推進します。	通年	協議会を2回開催、関係機関で課題を共有しました。バーチャルリアリティ（VR）を使用し、認知症の方の疑似体験ができる認知症市民公開講座を1回実施しました。	B	引き続き、関係機関との課題の共有、整理し、対策等協議していきます。	高齢者福祉課
7		介護家族等を対象に介護家族教室を開催し、介護に関する知識や技術の習得や相談機会の提供を通じて介護者の負担軽減を図ります。	教室を通して、介護者の負担軽減を図ります。	年12回	対象：介護者等 実施団体数：8団体 実施回数：13回 介護知識・技術を学ぶ場として家族介護教室を実施しました。	A	介護者等のの学びや交流の場として、引き続き実施していきます。	高齢者福祉課
8		要介護認定や介護給付に関する手続きの際、介護にまつわる諸問題についての相談の機会を通じて、介護者及び要介護者の不安や負担の軽減を図ります。	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	通年	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を行いました。	B	電話や来庁による各種申請手続き時等に、介護者等の不安解消へ向け適切な対処方法の紹介などを、今後も実施していきます。	高齢者福祉課
9		養護老人ホーム等への措置入所手続きの中で、本人や家族等が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなぎます。	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を老人福祉法に基づく施設等へ措置します。	通年	措置による施設入所者数（年度途中の入退所を含む）：延べ3人	B	引き続き、必要な方への支援を行います。	高齢者福祉課
10	重点施策 1 高齢者への支援 ②高齢者支援に携わる人材の養成	介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	10月～11月全8回	理学療法士を講師として全8回の講座を開催し、運動に関する基礎知識を学び、地域で活躍する介護予防サポーター（担い手）を16人増やしました。	B	引続き担い手の養成を行っていきます。	高齢者福祉課
11		介護サービス事業所従事者や、介護支援専門員の研修において、高齢者の自殺の現状やメンタルヘルス等に関する情報提供を行います。	市内の介護施設・事業所に勤務する職員の技術向上を図り、介護サービスの維持及び向上を目指すことにより、適切な介護サービスを提供し介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	7月下旬	市内の介護施設・事業所に勤務する職員の技術向上を図り、介護サービスの維持及び向上を目指すことにより、適切な介護サービスを提供し介護者及び被介護者の負担軽減を図りました。	B	引き続き介護サービス事業所従事者や、介護支援専門員へ周知を図ります。	高齢者福祉課
12		認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい知識の啓発を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	通年	講座実施回数：14回 受講者数：297人	B	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【重点施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

R5事業計画					R5実績報告			
No.	重点施策	内 容	具体的な実施内容	実施時期回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
13	重点施策 1 高齢者への支援 ③高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進	特別乗車証を保有する70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	特別乗車証を保有する70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	通年	70歳以上の高齢者の方に、市民バスの特別乗車証を発行しました。	A	引き続き高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	交通対策課
14		おれんじカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族、介護従事者など地域で認知症に関心のある方が気分転換や情報交換が出来る場を提供します。	認知症当事者やその家族、介護従事者等、認知症に関心のある方が気軽に来られる場所としておれんじカフェを開催します。	通年	おれんじカフェ：19か所	B	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課
15		いきいき高齢者認定事業を通じて、生きがいをもち、地域で長く健康に過ごすことの重要性についての啓発を図ります。	生きがいをもち、長く健康で生活してもらうことを目的として、市民の模範となる高齢者を認定する。	10月	いきいき高齢者認定者数：6人	B	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課
16		地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	通年	理学療法士による支援回数：47回	B	委託包括と専門職と連携を図り、引続き支援を行っています。	高齢者福祉課
17		ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	ゲートボール大会10月6日 グラウンドゴルフ大会11月29日	ゲートボール大会参加者数：54名 グラウンドゴルフ大会参加者数：205名	B	引き続き周知をするとともに、高齢者の健康増進と社会参加への推進を図ります。	高齢者福祉課
18		高齢者学級を開催し、高齢者が活動を通して、生きがいのある毎日を過ごすことや地域における仲間づくりを支援します。	生活、歴史、健康、音楽など多岐にわたって生涯学習を実施します。	5月～令和6年3月まで各館年7～10回延べ76回	5月～令和6年3月まで各館年7～10回延べ78回	A	高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進のため、引き続き今後も実施していきます。	公民館 交流センター
19	重点施策 2 生活困窮者への支援 ①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化	市営住宅の家賃納付相談を行う際、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	市営住宅の家賃滞納世帯への接触を図り、収入状況や滞納理由の把握に努めるとともに、福祉の窓口との連携を進めていきます。	随時	市営住宅家賃滞納世帯への土曜日訪問を2回、夜間訪問を1回実施したほか、滞納督促状の手渡しによる配布や、電話連絡による接触を試みました。	B	一部、居住実態が不明で、1度も接触できていない世帯があります。	施設管理課
20		税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	毎月第3木曜日	毎月第3木曜日、全12回実施	A	予定されていた全12回の相談を実施することができました。	課税課
21		生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	通年	生活保護受給者に対する市税減免措置数 市民税：14件 固定資産税：21件	A	全ての申請者の減免を行いました。	課税課
22		納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	通年	通年	B	納税相談に訪れた市民を必要に応じて各相談窓口案内しました。	納税課
23		国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につながります。	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につながります。	通年	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課や高齢者福祉課と連携し、今後の納付等についての助言を行うとともに、必要に応じて福祉サービス等の適切な相談窓口につなげました。	B	引き続き、納付相談に訪れた方に助言を行うとともに、関係課と連携し、対応していきます。	健康保険課
24		生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	通年	専門の相談員が就労相談を実施し、自立に向けた支援を行います。	A	今後も適正な就労支援を継続できるようケースワーカーとの連携を図ります。	福祉総務課
25		高校や大学等の入学金等の貸付事業において、家庭状況を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	翌年度に高等学校、大学等に入学を希望する方の保護者で、入学に要する費用の調達が困難な方に、費用の一部を無利子で貸付ける。	12月・1月の2回	高等学校 0件 大学等 4件	A	申請者全員に満額で貸付することができたため。	教育総務課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

R5事業計画					R5実績報告			
No.	重点施策	内 容	具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
26	重点施策２生活困窮者への支援 ①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。	新入生児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、体育実技用具について、申請をもとに指定された金額もしくは指定された金額以内で支給します。	4月（2回）・6月・8月・3月	新入生児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、体育実技用具について、申請をもとに指定された金額もしくは指定された金額以内で支給しました。	B	申請漏れ等のないように、引き続き学校と連携し保護者への制度周知を図り、申請を促す。	学校教育課
27		水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につなぎます。	水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につなぎます。	通年	滞納者から相談があった場合は相談窓口を紹介しました。	B	都度紹介しているため件数は分からず。ただし、相談があった際は紹介しています。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課
28		資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援します。	彩の国あんしんセーフティネット事業等により、生活困窮者への支援を行うとともに、福祉資金の貸付け等により、経済的自立と生活の安定を図ります。	通年	令和6年3月末時点で、彩の国あんしんセーフティネットによる支援は10件、生活福祉資金の貸付は6件ありました。	A	資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援しました。	坂戸市社会福祉協議会
29	重点施策２生活困窮者への支援 ②生活困窮者自立支援事業との連動	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	通年	「自立生活サポートセンター」において、専門の相談員が相談者の困りごとを聞き取り、相談内容に応じて関係各課へとつなぐことで包括的な支援を行います。	A	必要に応じて適切に連絡調整が行えるよう、担当者の知識向上を図ります。	福祉総務課
30		離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	通年	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が、安定した住居を確保して就職活動を行うことができるように、有期で家賃相当額を支給します。	A	適宜、申請内容の確認など適正実施を継続します。	福祉総務課
31		生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	原則週2回	毎週水曜日と土曜日に、市内4会場で学習支援教室を開催しました。（こども支援課） 教室開催回数：312回教室を開催し、参加人数延べ：2,050人	B	今後も委託事業者と連携を図り学習支援を継続していきます。	福祉総務課 こども支援課
32	重点施策３無職者・失業者への支援 ①失業者等に対する相談支援の機会の充実	非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	通年	国民健康保険税を算定する際に、非自発的失業者等に該当する方の前年の給与所得を30/100とみなすことで、国民健康保険税の軽減措置を行いました。	B	引き続き、非自発的失業者等に該当する方の保険税の軽減措置を行います。	健康保険課
33		失業者に対してハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などについては、関係課へつなぎます。	川越公共職業安定所等と連携し、「坂戸市ふるさとハローワーク」を運営します。ふるさとハローワークでは求人情報の検索や就職支援ナビゲーターによる職業相談・紹介を行います。内職相談室では、内職に関する相談・斡旋を行います。また、それぞれの窓口へこころの体温計リーフレットを設置します。	通年	ふるさとハローワークでは求人情報の検索や就職支援ナビゲーターによる職業相談・紹介を行いました。内職相談室では、内職に関する相談・斡旋を行いました。また、それぞれの窓口へこころの体温計リーフレットを設置しました。	A	各相談窓口を予定どおり設置・運営しました。今後も継続します。	商工労政課
34		若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。	年2回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、11月27日に若者を対象とした面接会を開催しました。	C	11月27日に開催し、5名が参加しました。PRを強化します。	商工労政課
35	重点施策３無職者・失業者への支援 ②相談先の周知の推進	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	通年	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知しました。	A	商工労政課付近のパンフレットラックやふるさとハローワーク前に配架しました。今後も継続します。	商工労政課

令和５年度坂戸市生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

※黄色の網掛け個所を御記入ください

調書 1

R5事業計画					R5実績報告			
No.	重点施策	内 容	具体的な実施内容	実施時期 回数	R5事業実績 (対象、回数等含む)	評価 (A～D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
36	重点施策４子ども・若者への支援 ①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布します。	3月	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布しました。	B	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布し、啓発できました。	学校教育課
37		未就学児・児童生徒に適した学習環境を提供するため関係機関と連携し、きめ細やかな相談活動を行います。	児童生徒の状態に応じた支援等が行えるよう相談業務を実施します。	通年	未就学児童保護者との面談（６７回）、特別支援見学同行（４７件）、児童生徒保護者面談（５６件）、児童生徒観察（５件）を実施しました。	B	相談のあったすべての未就学児の保護者との合意形成が図れるよう努力します。	教育センター
38		教育センターに設置されている適応指導教室において、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。	通級により社会生活への適応と学校復帰のための支援を行います。	通年	児童生徒の状況に合わせて、学習等の支援を行いました。	B	不登校児童生徒の居場所の一つとして、発展させられるよう努めます。	教育センター
39		各中学校にさわやか相談員を配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	各中学校にさわやか相談員を配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	通年	各小・中学校にさわやか相談員を配置した。児童生徒の友人関係や進路の悩み、不登校等に係る相談に携わり、問題解決に向けて支援した。	B	支援の必要な児童生徒、またその保護者に対し、適切な支援をしたいです。	教育センター
40		学校生活・性格・行動・心や体・親子関係等子どもに関する悩みについての教育相談を実施します。	教育センターに教育相談員３名、臨床心理士２名、スクールソーシャルワーカー２名を配置し面談・電話での相談に応じます。	通年	教育相談員３名、臨床心理士２名を配置し、面談や電話での相談業務を行いました。	B	相談のあった保護者に対し、適切に相談業務を行いました。	教育センター
41	重点施策４子ども・若者への支援 ②児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業(SOSの出し方教育)を教育課程に位置付けて実施します。	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業(SOSの出し方教育)を教育課程に位置付けて実施します。	通年	各校１回以上の実施を促しました。	B	学校の年間計画に明記し、確実な実施を予定します。	学校教育課
42	重点施策４子ども・若者への支援 ③児童・生徒の健全育成に資する各種取組を推進	児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。	通年	小学校１２校、中学校７校の計１９校でそれぞれ１回ずつ授業研究会を行い、市内の教員も参加し授業改善について協議をしました。	B	令和６年度は各校２回以上の実施を行いたいです。	教育センター
43		児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	通年	教室や幼児・クラブ活動、イベント等を通じて、４館で2,084回の事業を実施し、児童が安心して過ごせる居場所、気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めました。	B	予定通り実施。今後とも利用しやすい施設とするため見直しを継続していきます。	こども支援課（児童センター）
44		放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	実施予定なし	令和５年度は実施予定なし	実施なし	D	現在、子どもげんき教室のあり方について担当課と検討しています。	社会教育課
45		非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店などの取組により、青少年の健全育成に努めます。	非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店などの取組により、青少年の健全育成に努めます。	通年	非行防止街頭キャンペーン（対象：高校生・一般 １回） こども１１０番事業登録者数６６８件 青少年健全育成推進店協力店舗数１２９店舗	A	全ての事業が予定通り実施できた。引き続き啓発を継続していきます。	社会教育課
46	重点施策４子ども・若者への支援 ④児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施	児童・生徒のすこやかな成長に向けて大学教授等を講師として招き、教職員を対象にアンガーマネジメントや教師学についての研修会を行います。	大阪市立大空小学校初代校長 木村康子氏を講師に迎え、すべての児童生徒の居場所をつくり、不登校児童生徒がいない学校づくりを目指した取り組みについて学びます。	R5. 8. 24	開善塾教育相談研究所の金沢純三氏を講師に迎え、不登校児童生徒への援助的指導法について学んだ。	B	不登校児童生徒に対し、その関係者で組織的に対応したい。	教育センター
47		児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。(No.42の再掲)	通年	小学校１２校、中学校７校の計１９校でそれぞれ１回ずつ授業研究会を行い、市内の教員も参加し授業改善について協議をした。(No.42の再掲)	B	令和６年度は各校２回以上の実施を行いたい。(No.42の再掲)	教育センター
48	重点施策４子ども・若者への支援 ⑤若者向けの相談・支援の推進	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。(再掲)	年２回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、11月27日に若者を対象とした面接会を開催しました。(No.34の再掲)	C	11月27日に開催し、5名が参加しました。PRを強化します。	商工労政課
49		成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	年１回	成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知しました。	A	各公民館で配布する新成人向けの他のリーフレットと一緒に配布しました。今後も継続します。	商工労政課